

## 記載上の注意事項（様式第6）

測定結果は、試料採取日から起算して60日以内に報告すること。

測定結果については、施行規則第3条に基づき、別紙を用いて毒性等量を算出し、その結果を記載するとともに、別紙を添付すること。

2以上の測定結果がある場合は、添付する別紙のそれぞれとの対応関係がわかるように備考欄に記載すること。

大気基準適用施設にあつては表1、水質基準適用事業場にあつては表2、ばいじん等にあつては表3に記載すること。

なお、同一届出者が大気基準適用施設及び水質基準対象施設をも設置している場合には、併せて1葉の様式に記載すること。

〔排出ガス量〕については、温度が零度であつて圧力が1気圧の状態（以下「標準状態」という。）における量に、〔測定結果〕については、標準状態における排出ガス1立方メートル中の量に、それぞれ換算したものとすること。

2以上の水質基準対象施設を設置し、異なる排水系統を有する水質基準適用事業場にあつては、それぞれの排水系統の排水口ごとに測定を行い、結果を記載すること。

表3のばいじん等の試料種別は、ばいじん、焼却灰、混合灰、又はこれらの処理物（処理方法）の別を記載すること。

表3のばいじん等の使用状況は、ばいじん等の排出時における焼却対象物の種類、焼却量等を記載すること。